

令和6年度 教員講習開設事業費等補助金
「地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業」
審査要項

1. 審査体制

(1) 委員会

- 「地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業推進委員会」（以下「委員会」という。）が審査のうえ決定した選定候補を文部科学省に推薦し、文部科学省が選定事業を決定する。
- 委員会の会議及び会議資料は原則非公開とする。

(2) 委員

- 委員会委員（以下「委員」という。）の氏名は、選定後に公表する。
- 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- 委員は、申請のあった大学（連携大学を含む）から何らかの不公正な働きかけがあった場合には必ず事務局へ申し出なければならない。

(3) 利害関係の報告・排除

- 委員等は、審査開始までに、利害関係がある場合は、書面で事務局に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。
- ① 申請大学（連携大学を含む）及び申請大学と連携する教育委員会との関係が「利害関係者の範囲」に該当する場合、委員は、利害関係を有している申請大学（連携大学を含む）の審査から外れなければならない。
利害関係者の範囲は次のように定める。
 - ア. 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合
 - イ. 過去3年以内に学外委員等で大学の運営に関わる職に就任した場合
 - ウ. 申請のあった事業に何らかの形で委員が参画する場合
 - エ. その他、中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

② それ以外の関係性を有している場合

委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくても、申請大学（連携大学を含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性（※）を有している場合も、その審査から外れなければならない。

※例えば、委員自身が事業責任者や事業の実施担当者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ・親族若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密な共同研究を行う関係
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係 等

(4) 委員の再選定

- 委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない場合は、審査の公正性が担保できないことから、委員の再選定を行う。

2. 審査手順

(1) 事務局による申請資格の確認

- 事務局において、公募要領「2. (2) 申請資格等」に掲げる要件を満たしているか確認を行う。

(2) 書面審査

- 書面審査は、各大学から提出された申請書をもとに、委員が分担して行う。
なお、客観性や公平性、多面性を確保するため、書面審査は1事業につき複数名（3名以上）で行う。
- 書面審査では、「審査の観点」及び委員会が別に定める評価方法等に基づいて評価書を作成する。

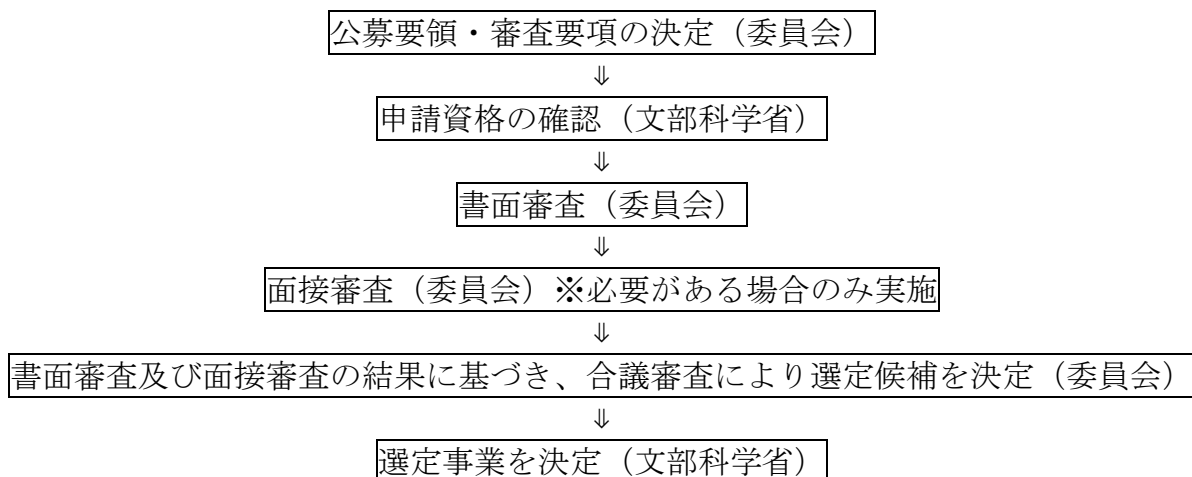
(3) 面接審査

- 面接審査は、書面審査の結果や申請件数を踏まえて実施の有無を判断し、実施の場合には委員会が別に定める方法により行う。

(4) 合議審査

- 委員会は、書面審査結果及び面接審査結果（実施の場合）を参考に、合議審査により、文部科学省に推薦する選定候補を決定する。
- 選定にあたっては、採択大学の地域、事業のテーマ、設置主体（国公立）のバランス等を考慮する場合がある。

<審査の流れ（イメージ）>



審査の観点

審査の主な観点は以下の通り。

1. に掲げる観点は審査の際、より重視する予定である。

1. 補助事業の必要性・事業計画 → 【様式2-1】 1. ①、【様式3】

- ① 本事業の趣旨・目的である大学入学前から大学入学者選抜、在学中の教育プログラムの実施、教員採用に至るまでの一貫した取組を計画しており、かつ明確でわかりやすいか。
- ② 大学入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組について、エビデンスを踏まえ検討した地域における教育課題や現場ニーズに対応するものとなっているか。
- ③ 地域における教育課題や現場ニーズの把握、地域教員希望枠の設定や教育プログラムの構築等に当たり、大学と教育委員会が連携・協働する取組となっているか。
- ④ 地域課題に対応した教育プログラムについて、正規の教育課程に位置付けられているか。
- ⑤ 地域課題に対応した特別プログラムについて、学生に対してどのように履修させるのか、どのような力を身につけることができるのかについて、明確な構想となっているか。
- ⑥ 教員採用試験における特別選考などの実現について、教育委員会と構想を共有しているか。

2. 事業の実施体制について → 【様式2-1】 1. ②

- ① 学内での事業実施体制について、学部内や他学部等への波及を見据えた体制となっているか。
- ② 教育委員会等との連携について、組織対組織として相互に連携・協働する体制となっているか。
- ③ 本事業で雇用する教員、コーディネーター等の役割や位置付けが明確か。
- ④ コーディネーターや実務家教員などに関して、教育委員会等との連携を有する構想となっているか。

(連携事業の場合)

- ⑤ 事業実施大学と連携大学、連携大学と教育委員会等においても相互に連携・協働する体制となっているか。

3. 事業の実施計画について → 【様式2-1】 2. 、【様式2-2】

- ① 実施計画が具体的で、事業の構想との整合性が図られており、実現可能性があり妥当であるか。
- ② 令和7年度中までに教育プログラムを実施する計画となっているか。地域教員希望枠を導入していない大学においては、令和7年度中までに地域教員希望枠で入学していない在学中の希望学生に対して先行実施する計画となっているか。

- ③ 補助基準額の逡減を踏まえた計画となっており自走化に向けた構想を有しているか。申請経費の内容が、実施計画に照らして妥当かつ効果的であり、無駄がないか。

4. 授業科目の構想について→【様式2-1】3.、【様式3】

- ① 教育委員会等と連携・協働した授業の実施が計画されているか。
② 教育プログラムは体系的な学びが構想されているか。

<その他>

- ① 地域教員希望枠で入学した学生の教員採用後のキャリアパスの構築等の工夫や、事業実施に当たって特筆すべき点があるか。
② 質の高い実務家教員の育成・輩出に関する取組を有しているか。

書面審査における各評価項目の評価

書面審査においては、審査の観点等について、以下の基準に基づく5段階の評価を行う。

(基準)

- 【A】特筆すべき構想を有するなど非常に優れている
【B】趣旨や観点を十分に満たすなど優れている
【C】妥当である
【D】取組の構想等が抽象的であるなどやや不十分である
【E】趣旨や観点を踏まえておらず不十分である